



でる順

SA  
2023



# SA2023 本書の利用ガイド

## [問題編]

解答の目安となる時間です。

でる順ランク!!

問題が試験にでる順に並んでいるから、優先してマスタートすべき問題が一目瞭然!!

法学Naviへのリンクです。

刑法-42
3分

法学Naviリンク

Naviで整理しよう!

⇒P569 Navi-46

⇒P570 Navi-47

日付	／
／	／
／	／

**A**  
ランク

帯  
目  
録

**刑  
法**

**B**  
ランク

よ  
く  
見  
る

**C**  
ランク

差  
が  
つ  
く

法  
学  
ナ  
ビ

**082 事後強盗罪**

次は、事後強盗罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 本罪は、窃盗が、「財物を得てこれを取り返されることを防ぎ」、「逮捕を免れ」又は「罪跡を隠滅する」ために、暴行又は脅迫を加えたときに成立する。
- 2 「逮捕を免れるため」とは、自己の逮捕を免れる目的のみならず、共犯者が逮捕されることを免れる目的をも含む。
- 3 本罪は本来の強盗罪ではないから、本罪における暴行又は脅迫は、強盗罪と異なり、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることまでは要しない。
- 4 暴行又は脅迫は、「窃盗の現場」又は「窃盗の機会の継続中」になされることを要する。
- 5 窃盗犯人が逮捕を免れるために警察官に暴行を加えた場合は、本罪と公務執行妨害罪が成立し、これらは観念的競合となる。

**1 ページ内に問題と解説を配置!**

問題と解説を確認するためにわざわざページを行き来する必要はありません。

**スピードチェック**

**解説と解答**

3 事後強盗罪（刑法238条）における「暴行又は脅迫」の程度は、強盗罪（刑法236条）と同様、相手方の反抗を抑圧する程度のもでなければならない。

**プラス解説** 1 事後強盗罪は、窃盗が財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずるという準強盗罪である。2 窃盗の共犯者が逮捕されることを免れるために暴行又は脅迫をした場合にも、逮捕を免れる目的が認められる。4 暴行又は脅迫は、窃盗の現場又は窃盗の機会の継続中に行われなければならない（最判平16.12.10）。これが認められなければ、窃盗罪（刑法235条）と暴行罪（刑法208条）又は脅迫罪（刑法222条1項）が成立し、これらは併合罪（刑法45条）となる。5 窃盗犯人が逮捕を免れるために警察官に暴行を加えた場合、事後強盗罪と公務執行妨害罪（刑法95条1項）が成立し、1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合に当たるので、これらは観念的競合（刑法54条1項前段）となる。

**さらに詳しく** 新昇試サブノート刑・刑訴（別巻）P144～145

正解 3

SA2023 099

好評発売中の「新昇試サブノート」の参照ページです。

# [法学Navi編]

豊富な図表!!

試験に必要な知識をビジュアルでインプット&整理できます。

問題へのリンクです。

刑法

**47**

## 強盗罪②

**問題リンク**

問題を解いてみよう!

⇒ p099 刑-42

⇒ p322 刑-53

● **事後強盗罪**

窃盗の機会 (継続中)

窃盗行為

暴行・脅迫

① 取戻し防止目的

② 逮捕免脱目的

③ 罪跡隠滅目的

↓

いづれか

↓

事後強盗罪

● **強盗致死傷罪**

強盗犯人が

人を

強盗の機会に

試験前は……

試験直前に法学Naviを総ざらいすれば知識をスピーディーにチェックできます!!

**負傷させた**

結果的加重犯

負傷についての故意

あり → 強盗傷害罪

なし → 強盗致傷罪

**死亡させた**

結果的加重犯

死亡についての故意

あり → 強盗殺人罪

なし → 強盗致死罪

● **強盗・強制性交等罪、同致死罪**

強盗行為

+

強制性交等行為

⇒

強盗・強制性交等罪

既遂

未遂

既遂

未遂

+

被害者の死亡

↓

強盗・強制性交等致死罪

570



A

ランク

---

常に出る

---



次は、正当防衛についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 甲が散歩中、乙の過失により鎖から解放された乙の飼い犬に飛びかかれ、噛みつかれそうになったため、これを蹴り殺した。甲は、正当防衛が成立し、器物損壊罪の刑責を負わない。
- 2 甲は、高度の精神障害者であるAから急に襲われたため、身の危険を感じてAの顔面を殴った。Aの行為は責任が欠け犯罪を構成しないが、甲は、正当防衛が成立し、暴行罪の刑責を負わない。
- 3 甲は、泥棒除けのために自宅のブロック塀の上部にガラス片を敷き詰めたところ、ある夜、窃盗の目的で塀の上によじ登って来たAがそのガラス片に触れ、手を負傷し、さらに塀から転落し打撲傷を負った。甲は、正当防衛が成立し、傷害罪の刑責を負わない。
- 4 甲は、Aを拳銃で射殺したが、実は、たまたまAがBを拳銃で射殺しようと、引き金を引こうとしていたところであり、甲が偶然にBの命を救う結果となった。甲は、正当防衛が成立し、殺人罪の刑責を負わない。
- 5 甲女は、駅のホームで酔っ払いのA男に執拗にからまれた末、コートの襟辺りを掴まれたため、これを避けようとするとともに、腹立たしい気持ちも加わって、A男の身体を突いたところ、A男は線路上に転落し、たまたまホームに進入してきた電車にひかれて死亡した。甲女は、正当防衛が成立し、傷害致死罪の刑責を負わない。



スピードチェック

解説と解答

4 甲には防衛の意思がないから、正当防衛は成立せず、殺人罪の刑責を負う。



**1** 侵害行為は原則として人の行為に限られ、動物に対する正当防衛である対物防衛は成立しないが、所有者に故意又は過失があれば、飼い主に対する正当防衛が成立する。**2** 責任無能力者の行為に対しても正当防衛は成立する。**3** 侵害が将来のものであっても、将来の侵害に対する設備をあらかじめ用意した場合、その防衛効果が急迫時に発生すれば、「急迫性」が認められ、正当防衛は成立する。

**5** 千葉地判昭62.9.17。

さらに詳しく

新昇試サブノート刑・刑訴（別売）P18～20



次は、緊急避難に関する記述であるが、誤りはどれか。

- 「現在」とは、正当防衛の「急迫」と同じ意味で、危険が差し迫っているか、又は現在していること、「危険」とは、法益に対する侵害又はその危険のある状態をいうが、正当防衛とは異なり、侵害は違法である必要がないほか、人の行為に限らず、動物の動作や自然現象でもよい。
- 警察官や消防士のような「業務上特別の義務がある者」は、緊急避難の要件を満たす場合でも、他人の犠牲で自己の法益を救うことは許されないから、自己の生命を救うため他人の軽微な法益を侵すことは、緊急避難にならない。
- 法益<sup>けんこう</sup>権衡の原則とは、守る法益の価値が侵害する法益の価値と同程度かそれ以上であることを要するという原則であるから、価値の小さい法益を守るために価値の大きな法益を害することは緊急避難にならない。
- 過剰避難とは、緊急避難の他の要件は満たしているものの、避難行為が相当性の程度を超えた場合をいい、違法性は阻却されず犯罪が成立するが、刑が減輕又は免除され得る。
- 法文には、緊急避難において守るべき法益として、生命、身体、自由又は財産の4種類が列挙されているが、これは例示であり、貞操や名誉も法益に含まれる。



スピードチェック

解説と解答

- 業務上特別の義務がある者であっても、自己の生命・身体等の重大な法益に対する危険を避けるために他人の軽微な法益を侵害する場合は、緊急避難が認められる。



プラス解説

**1** 現在の危険が自然現象による事例として、豪雨により稲の苗が水に沈むおそれがあったことから、排水のためやむを得ず他人所有に係る下流の板堰を損壊したというケースが挙げられる(大判昭8.11.30)。**3** 緊急避難の成立には、厳格な法益の権衡が必要であるから、価値の低い物を守るために価値の高い物を犠牲にした場合には、緊急避難は成立しない。**4** 刑法37条1項ただし書。なお、過剰避難として刑が減免され得るのは、法益権衡の原則を満たしていない場合だけであり、他の要件が欠けている場合には、過剰避難は成立しない。**5** 刑法37条1項本文の緊急避難において守るべき法益の列挙は、例示列挙であり、列挙されているもの以外にも、名誉や貞操のほか、国家的・社会的法益も保全の対象に含まれる。

さらに詳しく

新昇試サブノート刑・刑訴(別売)P18~21



**B**

ランク

---

よく出る

---



317

## 犯人蔵匿等罪

次は、犯人蔵匿等罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 犯人蔵匿等罪における「罪を犯した者」とは、実際の真犯人のほか、犯罪の嫌疑を受けて捜査又は訴追中の者を含む。
- 2 犯人蔵匿行為をしている者を現行犯逮捕することは可能である。
- 3 犯人の身代わりとして虚偽の事実を警察官に申告したところ、犯人はその時点で既に死亡していた場合でも犯人隠避罪が成立する。
- 4 一般私人が、犯人が誰であるかを知りながら捜査機関に告知しない単なる不作為は、「隠避」に当たる。
- 5 犯人蔵匿等罪の故意として、犯罪事実そのものさえ認識していれば、その罪の法定刑が罰金以上に当たるとの認識までは必要ない。



スピードチェック 三

解説と解答

- 4 警察官は逮捕義務を負うから、逮捕を怠れば、不作為による隠避となるが、一般私人は犯人を告発すべき義務を負わないので、犯人を知りながら捜査機関に告知しない単なる不作為は隠避に当たらない。



プラス解説

**1** 犯人蔵匿罪は司法に関する国権の作用を妨害する者を処罰しようとする趣旨であるから、「罪を犯した者」には、犯罪の嫌疑によって捜査・訴追されている者が含まれる（最判昭24.8.9）。よって、嫌疑はあるが、親告罪の告訴がなされていないにとどまる者、不起訴処分を受けたにとどまる者は、処罰の可能性が存在する以上、これに含まれる。**2** 隠避と異なり、蔵匿行為は継続犯であるから、犯人蔵匿罪は現行犯逮捕が可能である。**3** 酒気帯び運転罪を犯して川に転落した運転者の身代わりに、同乗者が自己が運転していた旨の虚偽の事実を警察官に申告したが、その時点ですでに運転者が死亡していたというケースにおいて、犯人隠避罪の成立が肯定された（札幌高判平17.8.18）。**5** 本罪の故意として、罰金以上の刑に当たる犯罪事実そのものさえ認識していれば、その罪の法定刑が罰金以上に当たるとの認識までは必要ない（最決昭29.9.30）。

さらに詳しく

新昇試サブノート刑・刑訴（別売）P82～84





## 証拠隠滅等罪

次は、証拠隠滅等罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 犯人自身が自己の刑事事件の証拠を隠滅しても、証拠隠滅等罪は成立しない。
- 2 証拠隠滅等罪における「刑事事件」には、捜査の段階における被疑事件も含まれる。
- 3 客体たる「証拠」とは、犯罪の成否・態様・刑の軽重に影響を及ぼすべき事情を決定するに足りる一切の資料をいい、証人や参考人もこれに含まれる。
- 4 「証拠の隠滅」とは、証拠そのものを滅失させる行為のみならず、その顕出を妨げ、又はその効力を滅失・減少させる行為をいう。
- 5 参考人として取調べを受けた際、他人の刑事事件について虚偽の供述をした場合は、証拠隠滅等罪が成立する。



スピードチェック

## 解説と解答

- 5 「証拠隠滅等罪が成立する」は誤り。参考人が捜査官に対して虚偽の供述をすることは、それが犯人隠避罪に当たり得ることは別として、証拠隠滅等罪には当たらない（千葉地判平7.6.2）。これは、偽証罪が宣誓した証人による偽証のみを処罰していることから、それ以外の虚偽供述は処罰しない趣旨であることなどを理由とする。



プラス解説

1 証拠隠滅等罪は、「他人の刑事事件」に関する証拠を隠滅等した場合に成立し、「自己の刑事事件」に関する証拠を隠滅しても、それが同時に他人の刑事事件に関する証拠でない限り、成立しない。犯人自身が自己の刑事事件の証拠を隠滅しないことを期待できないため（期待可能性がなく、責任を問えない）、犯罪の主体から除かれた。2 「他人の刑事事件」には、公訴提起後の事件に限らず、捜査段階の被疑事件や捜査開始前の事件も含まれる（大判明45.1.15）。3 証拠には、物的証拠のほか、証人、参考人などの人的証拠も含まれる。4 大判明43.3.25。証拠物の隠匿のほか、証人・参考人となるべき者を逃避させ、隠匿することも隠滅に当たる（最決昭36.8.17）。

さらに詳しく

新昇試サブノート刑・刑訴（別売）P82～85



C

ランク

---

差がつく

---



## 刑の加重・減軽・執行猶予

次は、刑の加重・減軽・執行猶予に関する記述であるが、誤りはどれか。

- 1 法律上の減軽事由に基づいて死刑が減軽される場合、無期の懲役若しくは禁錮又は10年以上の懲役若しくは禁錮となる。
- 2 中止未遂は、その刑が必ず減軽又は免除される。
- 3 身の代金目的拐取罪を犯した者が、公訴提起前に、被拐取者を安全な場所に解放した場合には、その刑は必ず減軽又は免除される。
- 4 法律上の減軽事由に基づき罰金が減軽される場合、その多額及び寡額の2分の1を減ずる。
- 5 刑の執行猶予とは、刑を言い渡すに当たって、一定期間その執行を猶予し、猶予期間を経過したときは、刑罰権の消滅を認める制度をいう。



スピードチェック

解説と解答

- 3 「減軽又は免除」は誤り。身の代金目的拐取罪を犯した者が、公訴提起前に、被拐取者を安全な場所に解放した場合にはその刑は「減軽」されるにすぎず、「免除」されることはない（刑法228条の2）。

**プラス解説** 1 刑法68条1号。一定の事由に基づいて法定刑を減軽（なお、単に刑を軽くする意味の「減刑」とは意味が異なる）することを法律上の減軽という。

2 刑法43条ただし書。これに対して、障害未遂の場合は、刑が必ずしも減軽されるわけではない（同条本文）。4 刑法68条4号。なお、減軽事由がいくつあっても、減軽は1回しかできない。5 執行猶予は、短期自由刑の弊害を避けるとともに、猶予期間中に再犯をするなど取消事由に該当する行為をしたときは刑の執行を受けることになるという心理強制によって、犯罪者自身の改善・更生を促進しようとの目的に基づくものである。



450

## 偽証罪

A  
ランク

常に出る

次は、偽証罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 偽証罪は、その証人の偽証が、実際に裁判の結果を左右した場合にのみ成立する。
- 2 法律により宣誓した証人でも、有罪・無罪や量刑の争点に関係のない事項において虚偽の内容を述べた場合は、偽証罪が成立することはない。
- 3 偽証罪の既遂時期は陳述を終了した時であるが、同一の尋問手続の中で訂正した場合、国家の審判作用の公正が害されておらず、偽証罪は成立しない。
- 4 偽証罪を犯した者が裁判確定の前に自白した場合、たとえ裁判所から問われて虚偽である旨を認めたときでも、刑を減輕又は免除できる。
- 5 共犯に対する証人として、自己の犯罪事実について偽証した場合でも、法律による宣誓を行って陳述した以上、偽証罪が成立する。

B  
ランク

よく出る

C  
ランク

差がつく

刑法



スピードチェック

解説と解答

- 1 偽証罪の成立には偽証によって裁判の結果を左右したことまでは必要なく、虚偽の陳述をしたことで足りる。



プラス解説

- 2 陳述内容には、裁判の争点との関連性が必要である。
- 3 1回の手続の陳述全体の終了時が既遂時期となる。
- 4 刑法170条の自白についての特例は、政策的規定として設けられており、虚偽の陳述を告白すればよく、自首に限られない。
- 5 証拠隠滅罪においては他人の事件に限定されるが、偽証罪ではこのような限定がないため、枝文のような場合でも成立する。

正解 1

法学ナビ



---

法学 Navi

---



# 違法性阻却事由

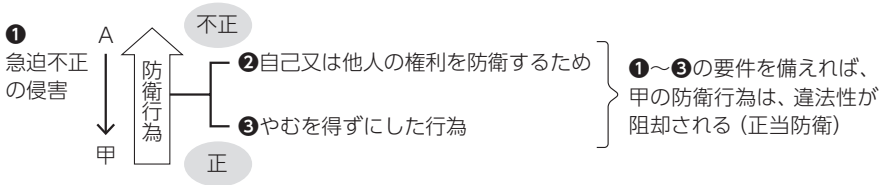
問題リンク

問題を解いてみよう!

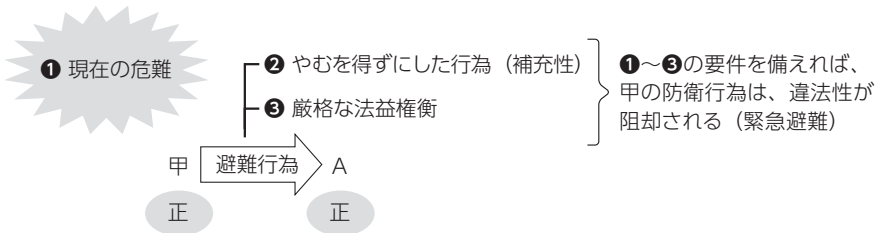
⇒P065 刑-08

⇒P466 刑-89

## ● 正当防衛



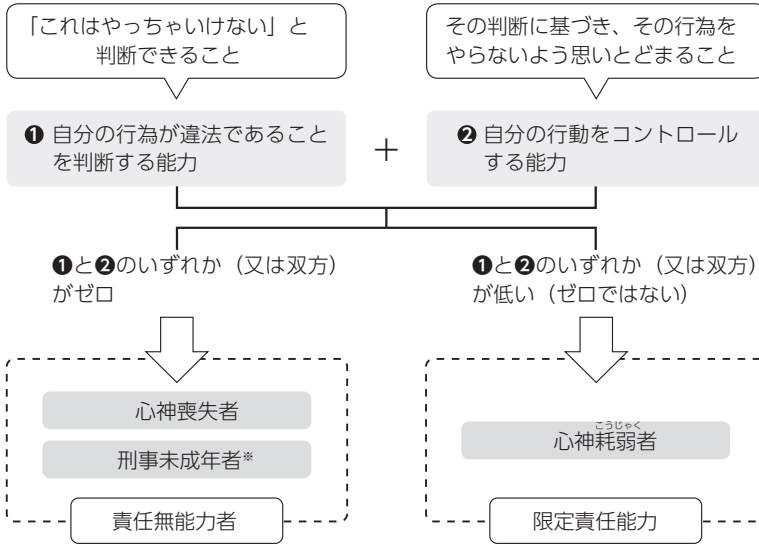
## ● 緊急避難



## ● 正当防衛と緊急避難の比較

		正当防衛	緊急避難
類似点	他人のための防衛・避難	認められる	
	主観的要件	必要（防衛の意思）	必要（避難の意思）
相違点	被侵害者との関係	「不正」対「正」	「正」対「正」
	客観的状况	急迫不正の侵害 → 人の違法な行為に限られる	現在の危険 → 人の適法行為や自然現象も含まれる
	やむを得ずにした行為	必要性+相当性	補充性（ほかに手段がない）
	法益権衡	緩やか	厳格

## ● 責任能力



## ● 故意と過失

故意		過失	
確定的故意	未必の故意	認識ある過失*1	認識なき過失*2
結果発生を意図している場合、又は確実だと思っている場合	結果発生の可能性を認識している場合	結果発生の可能性の認識がある場合	結果発生の可能性の認識がない場合
認容あり（結果が発生しても構わないと思っている）		認容なし（結果の発生を構わないとは思っていない）	

\*1 認識ある過失……結果発生の可能性を認識しつつも認容がない場合（例 子供の頭上にのせたリンゴを熟練の射手が撃った際に、狙いがはずれて子供の頭に当たった）

\*2 認識のない過失……結果発生の可能性すら認識していない場合（例 授乳中に居眠りをしてしまい、嬰兒を窒息死させた）